

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	生活応援券発行事業	①長期化する物価高騰対策として、町内店舗で使用できる5,000円相当分の生活応援券を町民全員に配布し、食料品をはじめとした生活必需品の購入を支援する。 ②応援券(5,000円相当分)及び発行に係る経費 ③応援券発行(負担金補助及び交付金) 5,000円×12,500人=62,500千円 商工会へ事務委託(委託料) 4,000千円 ④基準日(令和7年12月1日)において松川町に住民登録がある住民 町内事業者	R7.12	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小中学校給食費補助事業	①原油価格・物価高騰の影響により給食食材が値上りしており給食会計に影響がでている。学校へ物価高騰分の補助を行い安定した給食の提供に努めるとともに、給食費へ価格を転嫁しないことで物価高騰による子育て世帯の負担軽減を図る。 ②小中学校の給食費の物価高騰分の減免に係る費用(小学校教育振興費、中学校教育振興費へ交付金を充当) ③学校給食費負担金(負担金補助及び交付金) ・給食費(教職員を除く) 12.9円×小学生618人×200日=1,600千円 12.0円×中学生333人×200日=800千円 ④町内小中学校に通う児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
3	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道事業支援事業	①原油価格等の高騰の影響を受けている町の水道事業者へ電気代高騰による影響額を補助することにより、利用者負担増を抑制するもの。 ②水道事業会計に繰り出し、水道料の減免に係る費用 ③加入者5,193世帯(公共施設を除く)×減免相当額平均674円=3,500千円 ④松川町水道事業者	R7.4	R8.3
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	下水道事業支援事業	①原油価格等の高騰の影響を受けている町の下水道事業者へ電気代高騰による影響額を補助することにより、利用者負担増を抑制するもの。 ②下水道事業会計に繰り出し、下水道料の減免に係る費用 ③加入者3,760世帯(公共施設を除く)×減免相当額平均2,128円=8,000千円 ④松川町下水道事業者	R7.4	R8.3
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金基本料金減免事業	①物価高騰の影響を受ける町民及び事業者の負担軽減を図るため、水道料金(基本料金)を6ヶ月減免し、生活及び事業継続を支援する。 ②水道事業会計に繰り出し、水道料金(従量料金を除いた基本料金)6ヶ月分の減免に係る費用※公共施設を除く ③(負担金)※R8年度実施計画へ計上 基本料金及びメーター使用料平均1,825円×加入者約4,600件×6月=50,400千円 (繰出金) システム改修費用3,500千円 ④松川町水道事業者(公共施設及び量水器のついていない集合住宅居住者は減免対象外)	R8.2	R8.3
6	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	松川町エアコン設置促進事業	①近年の猛暑による熱中症リスク増加を踏まえ、住民の命と健康を守るため、物価高騰の影響を受けている生活保護世帯を含む住民税非課税世帯のエアコン設置等を支援する。 ②補助金、需用費、役務費 ③(補助金) 生活保護世帯:補助単価73千円×11件=803千円 住民税非課税世帯:補助単価48千円×60件=2,880千円 (需用費) チラシ等印刷費=100千円 Cその他:「住民税非課税世帯エアコン設置促進事業」による県補助分2,243千円(73千円×11件、24千円×60件) ④生活保護世帯、住民税非課税世帯	R8.2	R8.3
7	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	小中学校入学準備費用補助事業	①物価高騰の影響で増加している町内小中学校入学予定者の制服購入などに要する入学準備費用を一部補助することで、対象となる子育て世帯の経済的負担を軽減させる。 ②町立小中学校入学準備に係る費用の一部 ③(補助金) ・小学校90名×10,000円=900千円 ・中学校110名×10,000円=1,100千円 ④令和8年度小中学校入学生徒の保護者	R8.3	R8.3